

## 境港市太陽光発電システム普及促進事業費補助金交付要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、太陽光発電システムの導入を促進し、もって地球環境への負荷の低減と環境保全意識の高揚を図るとともに、県内における太陽光発電関連産業等の振興を目的として、境港市太陽光発電システム普及促進事業費補助金（以下「補助金」という。）を予算の範囲内において交付することについて、境港市補助金等交付規則（昭和33年境港市規則第10号。以下「規則」という。）に規定するもののほか、必要な事項を定める。

### (対象設備)

第2条 補助金の交付の対象となる設備（以下「対象設備」という。）は、別表1第2欄に定めるものとする。

2 なお、対象設備は、鳥取県産業振興条例（平成23年鳥取県条例第68号）の趣旨を踏まえ、県内事業者（同条例第2条第1項に規定する「事業者」の定義に従い、県内に本店、支店、営業所、事務所その他名称の如何を問わず、事業を行うために必要な施設を有して事業活動を行う者。以下同じ。）が受注及び設置工事を行う設備に限る。

### (補助対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、別表1第1欄に定める住宅又は建物（以下、「住宅等」という）に対象設備を設置する者（対象設備を法定耐用年数にわたって設置することについて当該住宅等の所有者の承諾を得ている者を含む）で、次の各号のいずれかに該当し、かつ、電力需給契約を締結済若しくは締結予定のものとする。ただし、太陽光発電で発電した電気を全量自家消費するため、電力受給契約を締結しない場合はこの限りでない。

(1) 申請日時点において、本市に住民登録がある者（居住予定の者にあつては年度内に住民登録予定の者）

(2) 申請日時点において、本市に法人市民税の登録をしている法人又は事業に係る所得の申告をしている個人事業主（以下「法人等」という）

2 前項の規定に係わらず、次のいずれかに該当する者は、補助金の交付対象となることはできない。

(1) 申請日時点において、市税の滞納がある者

(2) 境港市暴力団排除条例（平成23年境港市条例第14号）第2条第1号に規定する暴力団、同条第2号に規定する暴力団員又はこれらの利益につながる活動を行い、若しくはこれらと密接な関係を有する者（以下「暴力団員等」という。）

3 補助金の交付は、自らが居住する市内の住宅は1世帯につき1回限り、自らが事業用として利用する市内の建物は1法人等につき1回限りとする。

### (補助金の額)

第4条 補助金の額は、別表1第3欄に定める補助単価に対象設備の最大出力を乗じて得た額（同表の第4欄の規定により算出した額を限度とする。）以下とする。ただし、本補助金の総額に千円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

### (補助金交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、対象設備に係る設置工事着手前に補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添付して、市長に提出しなければならない。

(1) 対象設備の設置に係る契約書又は見積書の写し

- (2) 対象設備の概要書（別紙1）
- (3) 対象設備の設置費用内訳書（別紙2）
- (4) 対象設備の仕様等が分かるカタログ等
- (5) 対象設備に係る設置工事着手前の現況写真
- (6) 対象設備の設置後の状態を示す図面
- (7) 対象設備の設置予定住宅等の位置図
- (8) 境港市税の納付状況調査同意書（様式第2号）
- (9) 承諾書（申請者と設置住宅等の所有者が異なる場合のみ）
- (10) 法人等が申請者の場合、役員名簿等（住所・氏名・生年月日が記載のもの）
- (11) その他市長が必要と認める書類  
（交付決定の時期等）

第6条 市長は、前条の規定による申請書の提出があったときは、速やかにその内容を審査し、適当であると認めたときは、申請者に対して補助金交付決定通知書（様式第3号）により通知する。

（申請事項の変更等）

第7条 規則第8条第1項の市長が定める軽微な変更は、補助金額の増額又は減額を伴う変更以外の変更とする。

2 補助対象者は、補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかに市長に報告してその指示を受けなければならない。

（実績報告）

第8条 補助対象者は、対象設備の設置完了日から起算して30日以内又は当該年度の3月16日のいずれか早い日までに、実績報告書（様式第4号）に次の書類を添付して市長に提出しなければならない。

- (1) 対象設備の設置費に係る領収書の写し及び内訳書
- (2) 対象設備の設置工事完了後の現況写真
- (3) 補助対象者本人の住民票の写し又は補助対象者が対象設備を設置した建築物を所有していることを証する登記事項証明書（3か月以内のもの）
- (4) 電力会社との電力受給契約の内容の分かる書類の写し（電力需給契約の締結を行う場合のみ）
- (5) 施工事業者報告書（様式第5号）
- (6) その他市長が必要と認める書類

2 補助対象者は、実績報告に当たり、その時点で明らかになっている仕入控除税額（以下「実績報告控除税額」という。）が交付決定額に係る仕入控除税額（以下「交付決定控除税額」という。）を超える場合は、補助の対象となる費用の額からその超える額を控除して報告しなければならない。

3 補助対象者は、実績報告の後に、申告により仕入控除税額が確定した場合において、その額が実績報告控除税額（交付決定控除税額が実績報告控除税額を超えるときは、当該交付決定控除税額）を超えるときは、仕入控除税額報告書（様式第6号）により速やかに市長に報告し、市長の返還命令を受けて、その超える額に対応する額を市に返還しなければならない。

（交付額の確定）

第9条 市長は、前条に規定する実績報告書を受けたときは、速やかにその内容を審査し、適当であると認めたときは、規則第11条の規定により補助金の交付額を確定し、補助金交付額確定通知書（様式第7号）により速やかに補助対象者に通知する。

(補助金の交付)

第10条 市長は、前条の規定による補助金交付額確定通知後、補助金交付請求書(様式第8号)による補助対象者の請求に基づき、補助金を交付する。

(取得財産等の管理)

第11条 補助金の交付を受けた者は、対象設備をその法定耐用年数の期間、善良なる管理者の注意をもって管理するとともに、補助金の交付の目的に従ってその適正な運用を図らなければならない。この場合において、補助金の交付を受けた者は、災害その他の事故により対象設備が毀損され、又は滅失したときは、その旨を市長に報告しなければならない。

(取得財産等の処分)

第12条 補助金の交付を受けた者は、対象設備の法定耐用年数の期限内において、当該対象設備を処分しようとするときは、あらかじめ財産処分承認申請書(様式第9号)を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

(設置後の報告)

第13条 補助金の交付を受けた者は、対象設備設置後1年間、対象設備による売電量等のデータを、定期報告書(様式第10号)により、市長に報告しなければならない。

(手続代行者)

第14条 第5条に基づく補助金交付申請を行う者は、対象設備を販売する者(以下「手続代行者」という。)に対して、これらの手続きの代行を依頼することができる。

2 暴力団員等は、手続代行者になることはできない。

3 市長は、手続代行者が第1項に規定する手続きを偽り、その他不正の手段により行った疑いがある場合は、必要に応じて調査を実施し、不正行為が認められたときは、当該手続代行者の名称及び不正の内容を公表し、当分の間、手続きの代行を認めないことができる。

(その他)

第15条 この要綱に定めるもののほか、この補助金の交付に必要な事項については、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成21年8月10日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。ただし、別表の太陽光発電導入事業の(1)イの規定は、平成23年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。ただし、第2条第2号の規定は、平成25年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

別表1（第2条、第3条、第4条関係）

1 補助対象住宅等	2 対象設備	3 補助単価	4 1件当たりの補助金限度額
1 自らが居住する市内の住宅（店舗、事業所等との併用住宅を含む。）	別表2第1項に定める太陽光発電システムで次のいずれの要件を満たすもの (1)設置前において使用に供されていないこと。 (2)1件当たりの太陽電池の最大出力の合計値（以下単に「最大出力」という。）が10kW未満の太陽光発電設備で日本産業規格、IEC等の国際規格に適合しているもの。	1kW当たり 46千円	1件当たり230千円又は補助金の交付対象額に3分の1を乗じて得た額のいずれか低い額を上限とする。なお、補助金の交付対象額には次に掲げる経費を含めないこと。 (1)国若しくは他の地方公共団体の補助金又は寄附金その他の収入 (2)補助対象者と同一の代表者又は資本関係がある事業者への発注に要する経費 (3)仕入控除税額（補助金の交付対象額に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と、当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額の合計をいう。以下に同じ。）
2 自らが事業用として利用する市内の建物		1kW当たり 40千円	1件当たり399千円又は補助金の交付対象額に3分の1を乗じて得た額のいずれか低い額を上限とする。なお、補助金の交付対象額には次に掲げる経費を含めないこと。 (1)国若しくは他の地方公共団体の補助金又は寄附金その他の収入 (2)補助対象者と同一の代表者又は資本関係がある事業者への発注に要する経費 (3)仕入控除税額（補助金の交付対象額に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と、当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額の合計をいう。以下に同じ。）

## 別表 2

### 1 補助の交付対象とするもの

- (1) 太陽電池モジュール及び架台
- (2) パワーコンディショナ
- (3) 付属機器（接続箱、直流側開閉器、交流側開閉器、モニターその他太陽光発電システム上必要なものに限る。）
- (4) 前各号に掲げる機器の設置に要する費用（配線部材、配線器具、電気工事、安全対策等を含む）

### 2 補助の交付対象外とするもの

- (1) 購入者が選択により加入する保証料等（無償の保証以外に別途加入する長期保証、出力保証、パワーコンディショナ等のシステム保証、災害保証、設置完了後の保守点検等を含む。）
- (2) 太陽光発電システム以外の機器（蓄電システム、照明機器、空調機器等）及びこれらの設置費用
- (3) 太陽光発電システム上必要不可欠ではない機器（電力センサー等）及びこれらの設置費用
- (4) 太陽光発電システムを設置するために直接必要となる改修を超えた屋根その他のリフォーム費用等